

◎新潟県告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成29年5月26日

新潟県知事 米山 隆一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
社会福祉法人中東福祉会	五泉市本町六丁目7番7号	特別養護老人ホーム扇の郷	五泉市本町六丁目7番7号	短期入所生活介護	H29.2.17
社会福祉法人中東福祉会	五泉市本町六丁目7番7号	特別養護老人ホーム扇の郷	五泉市本町六丁目7番7号	介護予防短期入所生活介護	H29.2.17
合資会社ケアサポート長岡	長岡市上岩井中央町6434	ケアサポート長岡	長岡市上岩井中央町6434	居宅介護支援	H29.2.1
株式会社介護サービス虹	五泉市船越130番地2	ケアサポート虹	五泉市船越130番地2	小規模多機能型居宅介護	H29.3.7
株式会社介護サービス虹	五泉市船越130番地2	ケアサポート虹	五泉市船越130番地2	介護予防小規模多機能型居宅介護	H29.3.7
社会福祉法人見附福祉会	見附市学校町2丁目13番31号	社会福祉法人見附福祉会 見附市地域包括支援センター中央	見附市学校町2丁目13番31号	介護予防支援	H29.2.1